

原子力災害時における 避難者受入れに関するマニュアル

平成 2 6 年 9 月
(令和元年 1 2 月改訂)

千 歳 市

目 次

はじめに	1
第1章 基本的事項	
第1 原子力災害時の避難判断基準	2
第2 通信連絡体制	3
第2章 避難者の受入支援に関する事項	
第1 俱知安町の避難予定住民数	5
第2 避難者受入れのための一時滞在場所	5
第3 一時滞在場所の避難者受入支援の体制	6
第4 一時滞在場所の開設準備及び開設	8
第5 一時滞在場所における避難住民の受入支援	9
(添付)	
別表 俱知安町が避難所としての住民受入れ協力について、 予め調整している施設一覧	12
別紙1 「緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」	14
別紙2 「OILと防護措置について」	17
別紙3 「一時滞在場所の概要」	18
別紙4 「避難所受付票」	26
別紙5 「避難者名簿」	27

○ はじめに

本マニュアルは、千歳市（以下、「市」という。）が、北海道電力株式会社泊発電所において原子力災害が発生し、倶知安町の住民等が原子力災害対策指針で定めるE A L（Emergency Action Level：緊急時活動レベル）やO I L（Operational Intervention Level：運用上の介入レベル）に基づく避難等や一時移転（以下、「避難等」という。）を行う際に、北海道（以下、「道」という。）及び倶知安町の要請により、避難等する住民等（以下、「避難者」という。）の受入れや支援について、市が取り組む具体的な対策について定めるものである。

また、本マニュアルに定めがない事項については、「千歳市地域防災計画」、「千歳市危機管理マニュアル（職員用）」及び「千歳市避難所開設・運営マニュアル」等を準用するものとする。

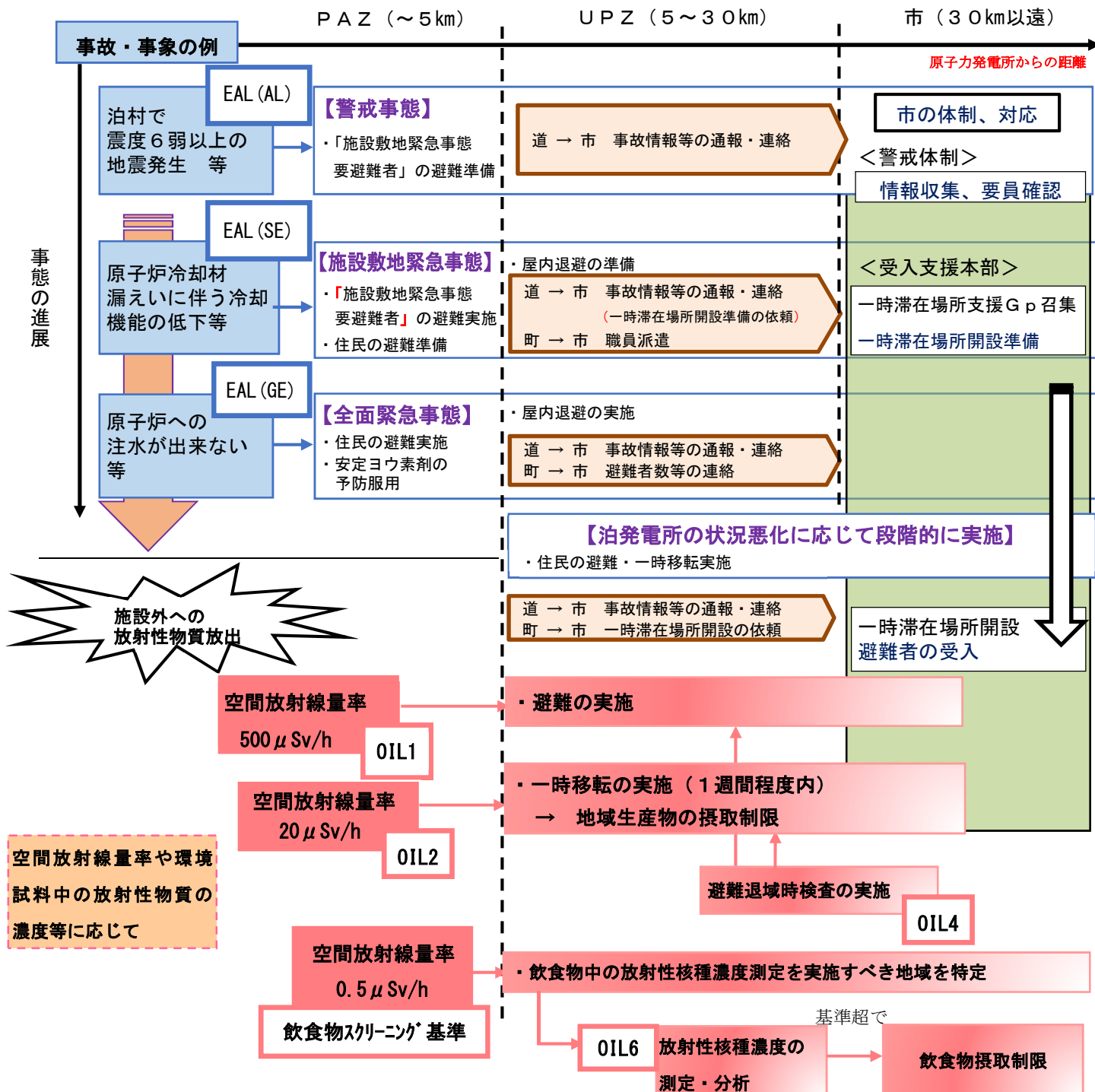
○ 本マニュアルの適用

本マニュアルは、道及び倶知安町の要請により、「緊急防護措置準備区域（U P Z：Urgent Protective action planning Zone）」に指定されている関係町村のうち倶知安町の避難者が市域内に避難等をする場合で、かつ、市が他の災害等の発生又は発生のおそれがあるが防災対応を行っていない場合に適用する。

第1章 基本的事項

原子力災害時における避難等の防護措置を実施する基準や連絡通信など、基本的な事項は、本章に定めるものとする。

第1 原子力災害時における避難等の防護措置を実施する基準や市の体制等



※施設敷地緊急事態要避難者とは、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者のうち、早期の避難等の防護措置の実施が必要な者

別紙1：「緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」参照

別紙2：「OILと防護措置について」参照

第2 通信連絡体制

1 道との通信連絡体制

(1) 警戒事態が発生した場合

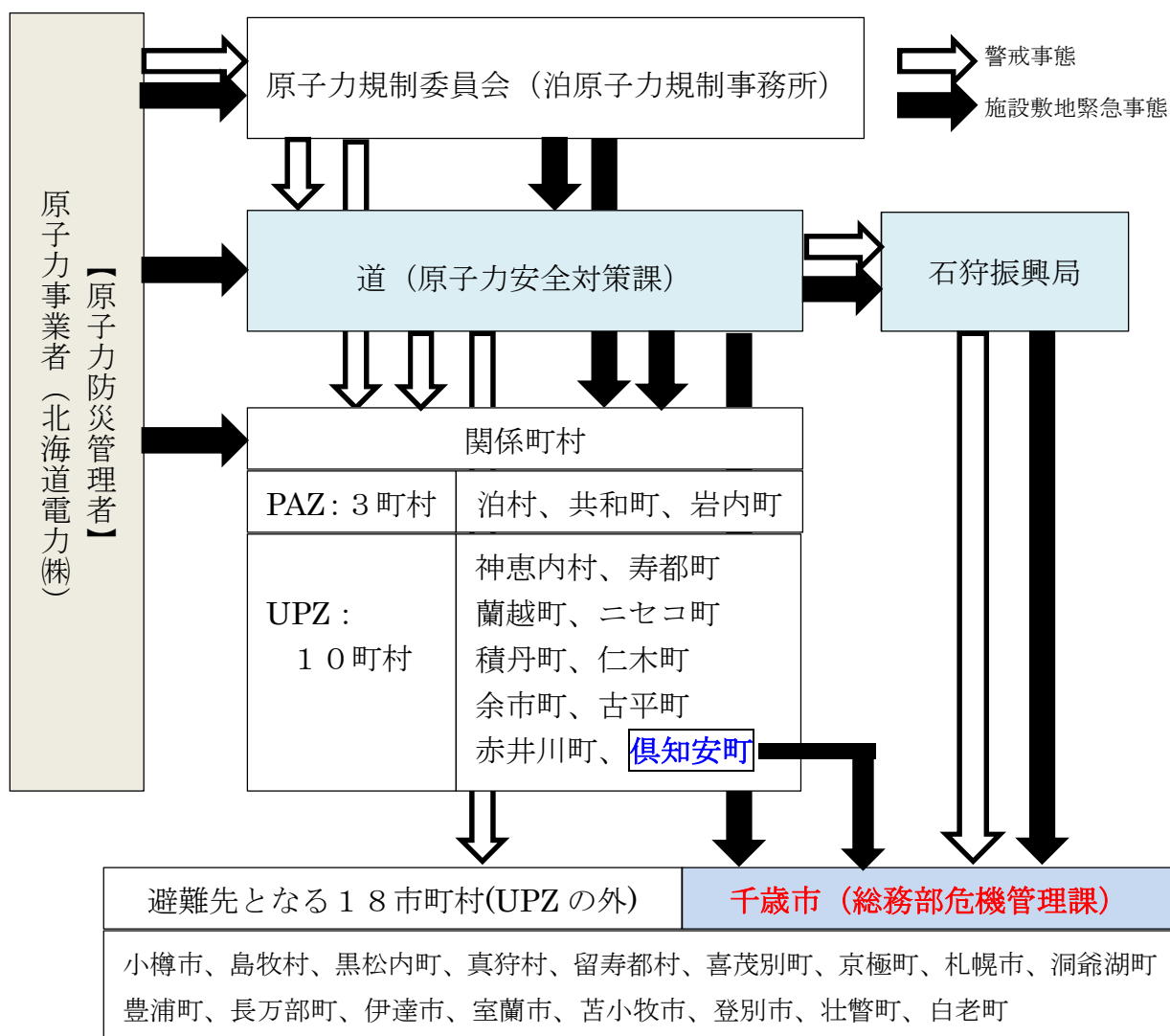
警戒事態発生情報の連絡は、道（危機対策局原子力安全対策課、以下同じ。）及び石狩振興局（地域創生部地域政策課、以下同じ。）より、市に対して電子メールで送信される。

この際、市は受信した旨の「確認メール」を返信するものとする。

(2) 施設敷地緊急事態が発生した場合

施設敷地緊急事態発生情報の連絡は、道及び石狩振興局より、市に対して電子メールで送信される。

この際、市は受信した旨の「確認メール」を返信する。



2 倶知安町との連絡体制

(1) 一時滞在場所開設準備の依頼

道から市に対し、施設敷地緊急事態発生情報の連絡があった場合をもって、倶知安町から市に対し、一時滞在場所開設準備の依頼があったものとする。

(2) 倶知安町との通報連絡及び職員派遣

ア 倶知安町は、施設敷地緊急事態となった段階で、所定の職員に一時滞在場所運営に必要な資料を携行させ、市（一時滞在場所）に派遣し、一時滞在場所の開設準備や市との連絡

調整の業務にあたるものとする。

※市は、倶知安町からの要請により一時滞在場所の開設準備のため道から派遣された倶知安町職員と連携し、必要な支援業務を行う。

イ 倶知安町は、国から避難等の防護措置を講じるよう指示された場合等、住民等の避難を決定したときは、市に対して一時滞在場所開設の依頼を行う。

ウ 倶知安町は、住民の避難にあたっては、避難者数・避難手段・避難経路等の情報について、随時、市に対して連絡をするものとする。

エ 市と倶知安町との連絡手段

倶知安町	連絡手段	市（代表・危機管理課保有）
0 1 3 6 - 5 6 - 8 0 0 0	一 般 回 線	0 1 2 3 - 2 4 - 3 1 3 1（代表）
6 3 7 0 - 3 - 2 1 3	防災行政無線	6 2 2 2 - 3 - 3 3 3
6 3 7 0 - 9 1 0 0	I P 専用電話	6 2 2 2 - 9 1 0 0
6 3 7 0 - 9 9	衛星専用電話	6 2 2 2 - 9 9
0 8 0 - 2 8 6 9 - 7 3 2 5	衛星携帯電話	0 8 0 - 2 8 7 2 - 0 2 9 4
bousai@town.kutchan.lg.jp	E メールアドレス	kikikanri@city.chitose.lg.jp

（参考）道の連絡先

道 庁 担 当 課	区 分	番 号
総務部危機対策局 原子力安全対策課	一般回線	011-204-5011 (企画防災グループ直通)
	衛星携帯電話	090-8909-2500
	E メールアドレス	somu.genshi1@pref.hokkaido.lg.jp
石狩振興局 地域創生部地域政策課	一般回線	011-204-5818
胆振総合振興局 地域創生部地域政策課	一般回線	0143-24-9596
後志総合振興局 地域創生部地域政策課	一般回線	0136-23-1320

第2章 被災者の受入支援に関する事項

原子力災害時に俱知安町の住民が避難等の指示を受けた場合において、市が行う避難者の受入支援など基本的な事項は、本章の定めるところによる。

なお、一時滞在場所の運営は基本的に俱知安町が行うものであり、俱知安町の運営体制が整うまでの間の支援方法を示したものである。

第1 俱知安町の避難予定住民数（平成31年3月31日現在）

関係町村	市への避難数・手段		避難予定住民数
俱知安町住民数 15,916人	避難予定住民数 (うち、避難行動要支援者)		3,513名 (366名)
	移動手段	自家用車	1,516台
		バス	12台
		寝台車	14台
		車いす車	16台

第2 被災者の受入れのための施設

1 避難所

避難所は、原子力災害時に俱知安町の住民が避難等の指示を受けた場合において、俱知安町の避難者が避難の際の受入れ協力について、道と俱知安町が予め調整している市内の施設であり、別表（P. 12）の施設をいう。

2 一時滞在場所

(1) 一時滞在場所は、俱知安町の住民等が、避難所（旅館・ホテル等）に避難する前に集合する場所、また、必要に応じて一時的に滞在（宿泊）する場所として設置するものであり、市内では、次の公共施設を一時滞在場所とする。

一時滞在場所は、全ての避難者が避難所等へ避難するため、退所した時点で閉鎖する。

一時滞在場所

地区	公共施設	電話番号	収容可能数
支笏湖温泉地区	支笏湖市民センター	0123-25-2004	189人
	支笏湖小学校	0123-25-2729	341人
市街地区	千歳公民館	0123-23-2740	432人

福祉一時滞在場所

地区	公共施設	電話番号	収容可能数
市街地区	千歳市総合福祉センター	0123-24-3141	492人

(2) 一時滞在場所及び避難所で避難者を収容しきれない場合には、他の公共施設等（以下「予備滞在場所」という。）を開設し、避難者の受入に努める。

なお、上記の避難等予定住民数を市の一時滞在場所（予備滞在場所を含む。）又は避難所で受入れることが困難な場合は、道がこれらの避難者受入れについての広域的な調整を行う。

予備滞在場所

地 区	公 共 施 設	電 話 番 号	収容可能数
市 街 地 区	泉沢向陽台コミュニティセンター	0123-28-4266	444 人
	北新コミュニティセンター	0123-24-0331	398 人
	北桜コミュニティセンター	0123-26-4151	467 人
	花園コミュニティセンター	0123-23-7708	484 人
	富丘コミュニティセンター	0123-23-5028	249 人
	北信濃コミュニティセンター	0123-24-9922	334 人
	鉄東コミュニティセンター	0123-24-6151	443 人

(3) 一時滞在場所（「福祉及び予備滞在場所」を含む。）の設置及び概要

ア 一時滞在場所の設置時期、場所等については、倶知安町の避難者状況等を勘案し、倶知安町と調整のうえ決定する。

なお、設置は支笏湖地区を基本し、予備として市街地区に設置する。

イ 一時滞在場所の概要は、別紙3のとおりとする。

ウ 一時滞在場所に設けるスペース（基準）は、次のとおりとする。

区 分	設けるスペース（基準）
管理運営	受付場所(事務室)、広報場所、ミーティングスペース
救援活動	救護所、物資保管（配分）場所、情報スペース
避難生活	更衣室（兼授乳室）、休憩所・交流スペース、勉強場所
屋外空間	喫煙場所、ゴミ集積所

3 駐車場

自家用車及びバス等の駐車場については、一時滞在場所に滞在する間は当該施設の駐車場に、避難所に避難している間は避難所の駐車場に駐車するものとする。いずれの場合にも、市で駐車場の確保が困難な場合は、道が駐車場を確保する。

第3 一時滞在場所の被災者受入支援の体制

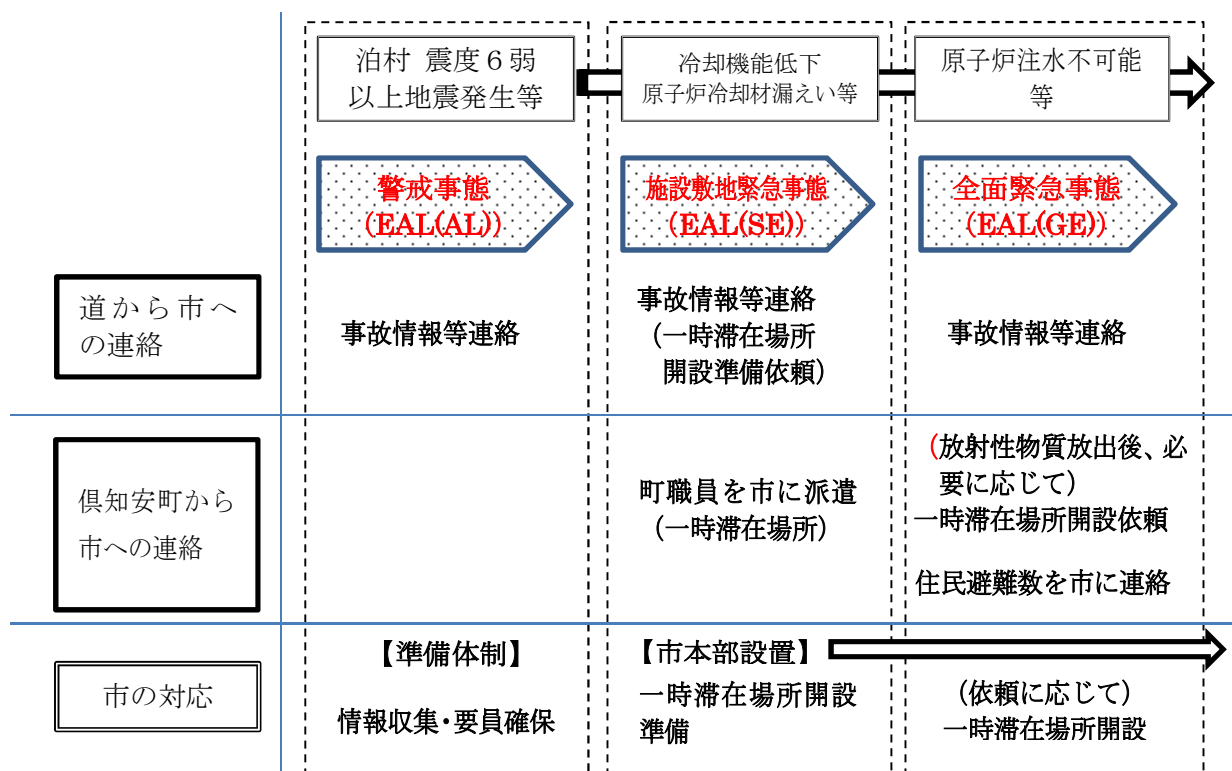
1 支援配備体制の種類と基準

市長は、道より泊発電所の事故等の通報を受けたときは、関係町村（倶知安町）の避難者を一時滞在場所へ受入れるため、状況に応じ種別を指定して次のとおり支援配備体制を指令する。

なお、このマニュアルで規定のない事項については千歳市地域防災計画の規定を準用するものとする。

(1) 支援配備区分

支援配備の種別及び体制の基準は、次のとおりとする。



(2) 市の体制

ア 支援準備体制

市（総務部総務グループ）は、道から警戒事態発生との連絡を受けた場合は、支援準備体制をとり情報収集を行う。

イ 市本部の設置等

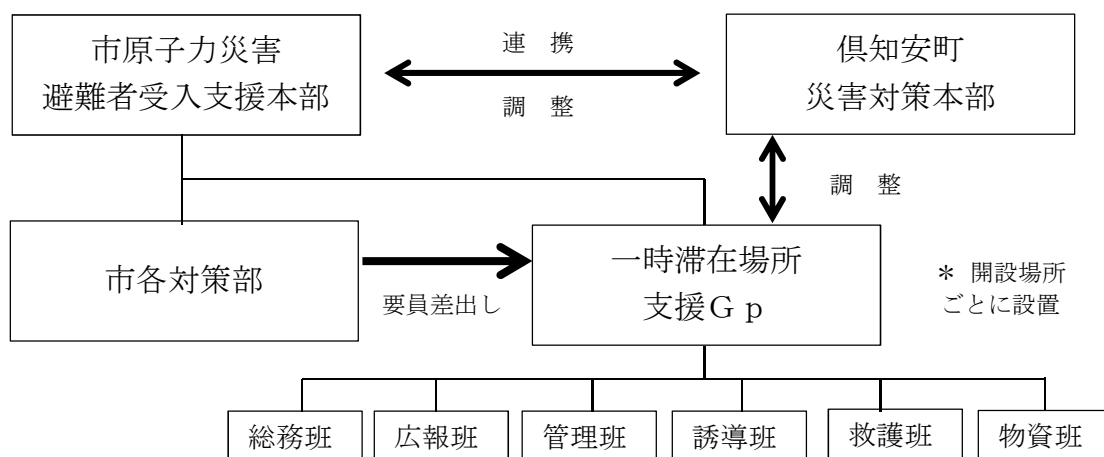
道から施設敷地緊急事態発生との連絡（一時滞在場所開設準備の依頼）があった時は、原子力災害避難者受入れ支援本部（以下「市本部」という。）を設置し、一時滞在場所の開設及び運営準備を行うため、一時滞在場所支援Gpを配備する。

なお、市本部は、地域防災計画における災害対策本部に準じた組織構成とする。

ウ 市本部の設置期間

市本部の設置は、一時滞在場所を閉鎖するまでの間とする。

◆ 一時滞在場所の受入れ支援体制



エ 一時滞在場所支援G p の任務・編成・主要業務

(ア) 一時滞在場所支援G p の任務

指定された公共施設に一時滞在場所を開設し、俱知安町の避難者の受入及び支援を行う。

(イ) 一時滞在場所支援G p の編成・主要業務

編 成	要員数	主要業務	要員差出部
総務班	5 名	・一時滞在場所支援G p の統制 ・避難者受入支援本部との連絡調整 ・地域者、観光客等への対応 ・避難者に対する総合窓口 ・避難所となる旅館・ホテルとの調整など	総務対策部 産業振興対策部 観光対策部
広報班	2 名	・災害情報の提供 ・マスコミ等への対応	企画対策部
管理班	10 名	・避難者の受付、避難者名簿の作成 ・滞在スペースのレイアウト作成、管理 ・寝具等生活用品の調達、提供 ・一時滞在場所の給水、応急トイレの設置、ゴミ等の管理など	市民環境対策部 保健福祉対策部 公営企業対策部 教育対策部
誘導班	8 名	・一時滞在場所周辺及び駐車場の交通整理 ・避難者の誘導、案内 など	企画対策部
救護班	2 名	・医療、健康相談、カウンセリング ・一時滞在場所の衛生管理 など	保健福祉対策部 医療対策部
物資班	10 名	・食料等の調達、配給、管理 ・救援物資等の受入、配分	産業振興対策部 市民環境対策部
備 考	1 要員数は基準であり、避難者数及び一時滞在場所開設数により決定する。 2 編成及び主要業務は、避難者数等の状況により変更する場合がある。 3 避難者の受付、避難者名簿の作成は、別紙4 及び別紙5 のとおりとする。		

第4 一時滞在場所の開設準備及び開設

1 一時滞在場所の開設準備

(1) 一時滞在場所支援G p 要員の招集

市本部は、道又は石狩振興局から「施設敷地緊急事態発生情報」の連絡を受けた場合は、一時滞在場所支援G p 要員を招集し、開設準備を指示するとともに、一時滞在場所の施設管理者に対して、一時滞在場所を開設する旨を伝え、開設にあたっての協力を依頼する。また、開設準備状況について、俱知安町に連絡するものとする。

(2) 一時滞在場所開設のための資機材の準備

一時滞在場所支援G p は、一時滞在場所開設に必要な資機材を、一時滞在場所開設予定施設に搬入するものとする。

2 一時滞在場所の開設

(1) 俱知安町との連携

市本部は、俱知安町本部から一時滞在場所の開設依頼があった場合、俱知安町本部との連携を図り、避難者数（及び要配慮者数）、避難経路、避難手段等について確認する。

この際、倶知安町から派遣される職員との連携に留意する。

(2) 北海道との連携

市本部は、一時滞在施設の開設及び運営にあたり、倶知安町からの要請を受けて一時滞在所から派遣された職員との連携に留意する。

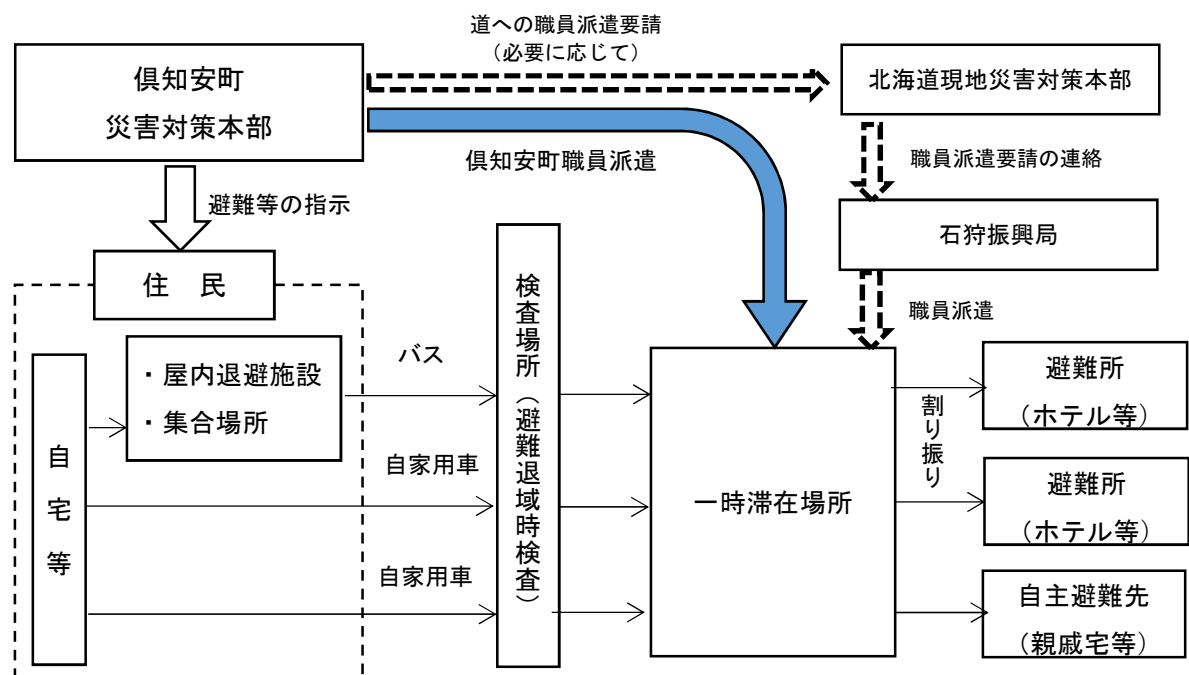
(3) 一時滞在所の開設

市本部は、倶知安町避難者の支援をするため、一時滞在所を開設すると同時に、避難所となる旅館やホテル等の空き室状況を確認するものとする。

第5 一時滞在所における避難者の受入支援

1 倶知安町避難者の避難行動

(1) 避難の流れ



(2) 避難者の動き

ア 避難者は、原子力災害対策指針に基づくOILの基準により、国から避難等の指示があった場合などに発せられる倶知安町からの指示に従い、避難等を行うものとする。

イ 避難者は、倶知安町本部の指示に基づき、自宅、コンクリート屋内退避施設及び集合場所等から自家用車やバス等の移動手段により指定された一時滞在所等に避難を行う。

ウ 避難者は、原則、道が指定する検査場所において避難退域時検査を行った後に、市の一時滞在所に避難等するものとする。(未実施者は、道・関係町村(倶知安町)に引き継ぐものとする。)

エ 避難者は、避難所となる旅館、ホテル等に入室することができるまでの間、市本部が提供する一時滞在所に滞在する。

なお、準備した一時滞在所に避難住民を収容しきれない場合は、市本部は予備滞在所を開設し、避難住民の受入支援に努め、受入れが可能な場合には、速やかに倶知安町に連絡する。

また、俱知安町からの避難者を市の一時滞在場所（予備滞在場所を含む。）又は避難所で受入れることが困難な場合は、道がこれらの避難者受入れについての広域的な調整を行うものとする。

オ 避難者の市内での移動は、原則避難に使用したバス等を利用するものとする。

カ 要配慮者のうち、健康上一時滞在場所での避難生活により、社会福祉施設や医療機関等への入所が必要な要配慮者がでた場合は、その受入れ先の確保について道に調整を依頼する。

なお、道から市本部に社会福祉施設への受入れの要請があった場合は、福祉一時避難所（総合福祉センター）を開設し、受入支援を行う。

キ 避難者は、一時滞在場所への滞在及び避難所に避難している間は、避難者による自主運営を行うものとする。

2 避難住民の受入れ手順

避難者の受入れ手順は、次によるものとする。

（１）市本部は、次の業務を行うものとする。

ア 避難者受入支援に関する総括

イ 一時滞在場所における受入れ可能人数の確認

ウ 避難所における受入れ可能人数の確認

（２）総務班は、次の業務を行うものとする。

ア 市本部との連絡・調整

イ 一時滞在場所運営の総括

（３）管理班は、次の業務を行うものとする。

ア 一時滞在場所の開設準備及び避難者の一時滞在場所での受付（避難者受付票（別紙４））

イ 避難者の避難所への案内及び避難所ごとの避難者名簿の作成（避難者名簿（別紙５））

ウ 一時滞在場所の運営

（４）誘導班は、一時滞在場所駐車場等の交通整理を行うほか、避難者が一時滞在場所に避難してきた場合、道が調整する駐車場に車両を誘導するものとする。

3 臨時ヘリポートの開設

（１）緊急に避難を要し、ヘリコプターで避難する場合に備え、一時滞在場所近辺に、必要に応じ臨時ヘリポートを開設するものとする。

（２）臨時ヘリポートは、一時滞在場所設置予定地の支笏湖温泉地区及び市街地区に開設を予定するものとする。

地 区	開設予定場所	住 所（地番）	面 積
支笏湖温泉地区	第５駐車場	千歳市支笏湖温泉番外地	約 3,200 ㎡
市 街 地 区	青葉少年野球場	千歳市真町 176 番地の 3	約 6,500 ㎡

4 俱知安町への引継ぎ

市本部は、一時滞在場所の受入れが完了し、俱知安町による一時滞在場所での業務体制が整った段階で、避難者の受入れ事務等に係る業務を俱知安町に引き継ぐものとする。

なお、全ての避難者が避難所（旅館・ホテル）に移動完了するまでの間は、一時滞在場所における支援を継続するものとする。

別表 道と倶知安町が避難所として住民受け入れ協力について、予め調整している施設一覧（平成 31 年 3 月 31 日現在）

（１）支笏湖温泉地区（避難所）

旅館・ホテル名	電話番号	客室数	収容可能数	駐車台数
丸駒温泉旅館	0123-25-2341	56	280 人	70 台
しこつ湖鶴雅 リゾートスパ 水の詩	0123-25-2211	53	239 人	40 台
支笏湖ユースホステル	0123-25-2311	20	108 人	20 台
支笏湖第 1 賓亭留 翠山亭	0123-25-2323	29	107 人	24 台
レイクサイドヴィラ 翠明閣	0123-25-2131	8	28 人	10 台
休暇村支笏湖	0123-25-2311	39	143 人	80 台
合計			905 人	244 台

（２）支笏湖温泉地区（駐車場）

名 称		駐車台数	面積（㎡）	備 考
ビジターセンター 駐 車 場	第 1 駐車場	52 台	2,123.49	
	第 2 駐車場	88 台 バス 17 台	4,548.29	
	第 3 駐車場	146 台	3,620.53	
	第 4 駐車場	197 台	6,104.17	
	第 5 駐車場	264 台	6,940.00	うち 3,185 ㎡は ヘリポート用地
合計		747 台 バス 17 台		

（３）市街地区（避難所）

旅館・ホテル名	電話番号	客室数	収容可能数	駐車台数
ホテルグランテラス千歳	0123-22-1121	255	585 人	100 台
ANA クラウンプラザホテル千歳	0123-22-2311	288	454 人	100 台
ホテルルートイン千歳駅前	0123-40-1100	200	448 人	124 台
エアターミナルホテル新千歳空港	0123-45-6677	188	402 人	空港駐車場
千歳ステーションホテル	0123-49-3000	138	208 人	138 台
ホテルウイングインターナショナル千歳	0123-24-2111	152	212 人	60 台
千歳第一ホテル	0123-27-2000	119	149 人	30 台
千歳エアポートホテル	0123-26-1155	88	154 人	30 台

ホテルエリアワン千歳	0123-26-1156	55	77 人	39 台
ホテルかめや	0123-23-2002	56	134 人	22 台
しんぐれいすホテル千歳	0123-42-0001	49	84 人	19 台
ホテルリッチモンド	0123-22-4100	40	64 人	20 台
ビジネスホテルホーリン	0123-23-1166	34	54 人	11 台
クイーンズホテル千歳	0123-26-0001	153	245 人	50 台
エアーホステル L C C	0123-22-3666			
合計		1815	3270 人	743 台 空港駐車場 除く

(4) 福祉避難所（市街地区）

施設名	電話番号	対象等	収容可能数	備 考
千歳市総合福祉センター	0123-24-3141	特定 せず	240 人	2, 3 階部分
千歳市在宅福祉総合センター	0123-42-3133		81 人	
千歳市祝梅在宅福祉センター	0123-40-6511		57 人	
北進小中学校	0123-23-3439	学校通 学者等	294 人	
北海道千歳高等支援学校	0123-23-6681		74 人	教室部分
合計			746 人	

緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて

1. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

警戒事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
（④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分間以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。
⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	
⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	
⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	
⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。	
⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	

全面緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。
② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	
③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	
④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	
⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 1 時間以上継続すること。	
⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分間以上継続すること。	
⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。	
⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。	
⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	
⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	
⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	
⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。	
⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	

※当該資料は、原子力災害対策指針で定める「緊急事態区分を判断する E A L の枠組み」であり、今後改定に合わせて差し替えていくものである。なお、泊発電所 1, 2, 3 号機については、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合するまでの間は、1 に該当する。

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000 cpm※3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線 : 13,000cpm※4【1 か月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5 の摂取を制限するとともに住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えたときから起算しておおむね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E A の G S G - 2 における O I L 6 を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 I A E A では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である O I L 3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※当該資料は、原子力災害対策指針で定める「O I L と防護措置」であり、今後改定に合わせて差し替えていくものである。

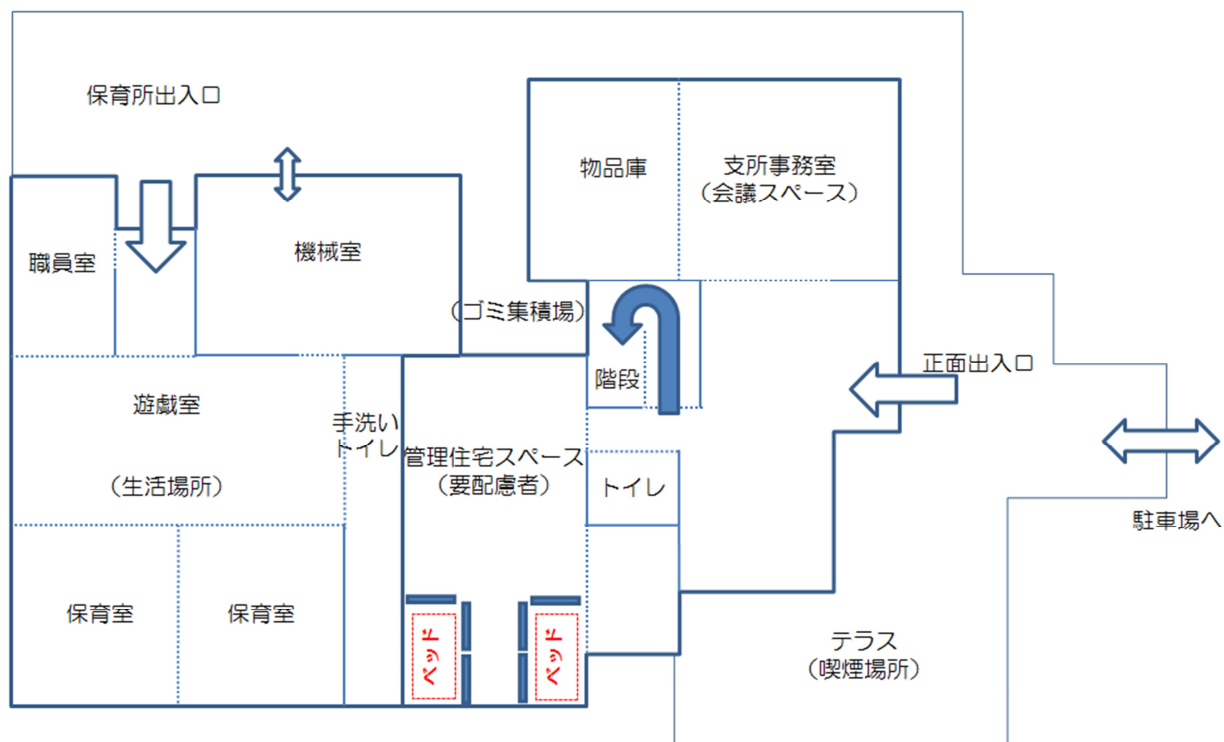
一時滞在場所の概要

● 支笏湖市民センター（支笏湖温泉地区）

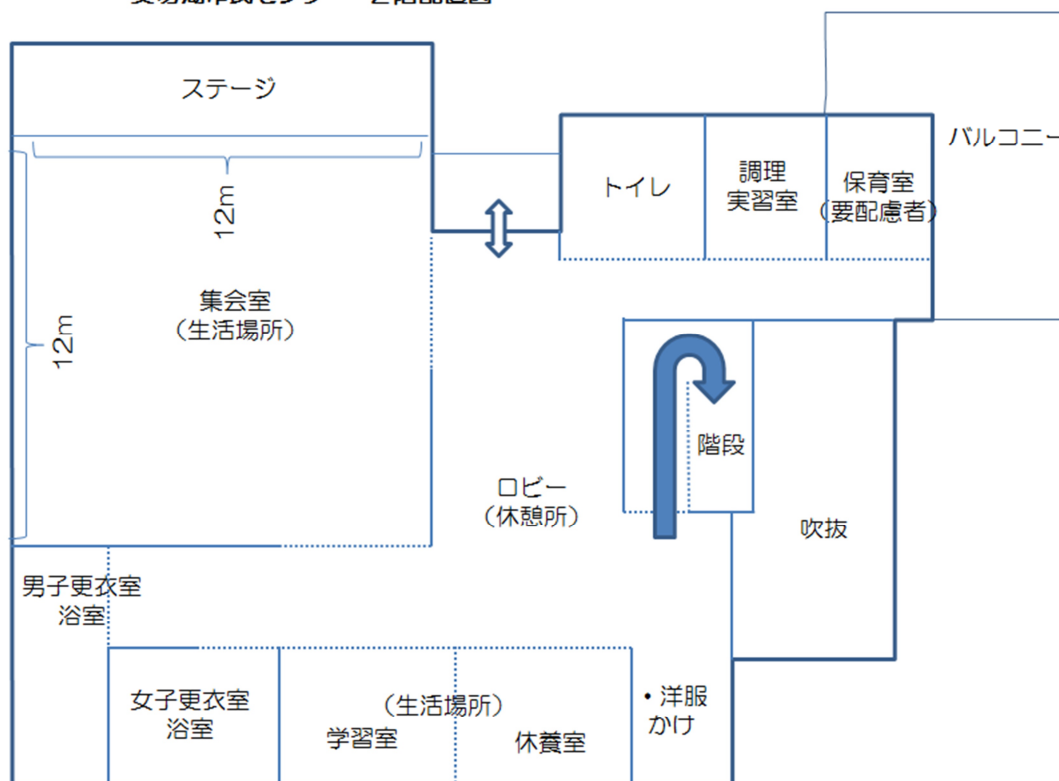
所在地	千歳市支笏湖温泉3番地
連絡先	0123-25-2004
建築年（構造）	昭和61年完成、築28年RC
延床面積	966㎡
防災施設の指定	指定なし
近隣の交通機関	北海道中央バス「支笏湖」300m

設置スペース		概要
管理運営	受付所：事務所	支笏湖支所事務室
	広報場所	エントランスホール
	会議スペース	支笏湖支所事務室
救援活動	救護所	保育室
	物資保管場所	管理住宅スペース
避難生活	女子更衣室（兼授乳室）	女子更衣室
	休憩所	ロビー
	勉強場所	エントランスホール
屋外	喫煙場所	テラス
	ゴミ集積場	機械室

支笏湖市民センター 1階配置図



支笏湖市民センター 2階配置図

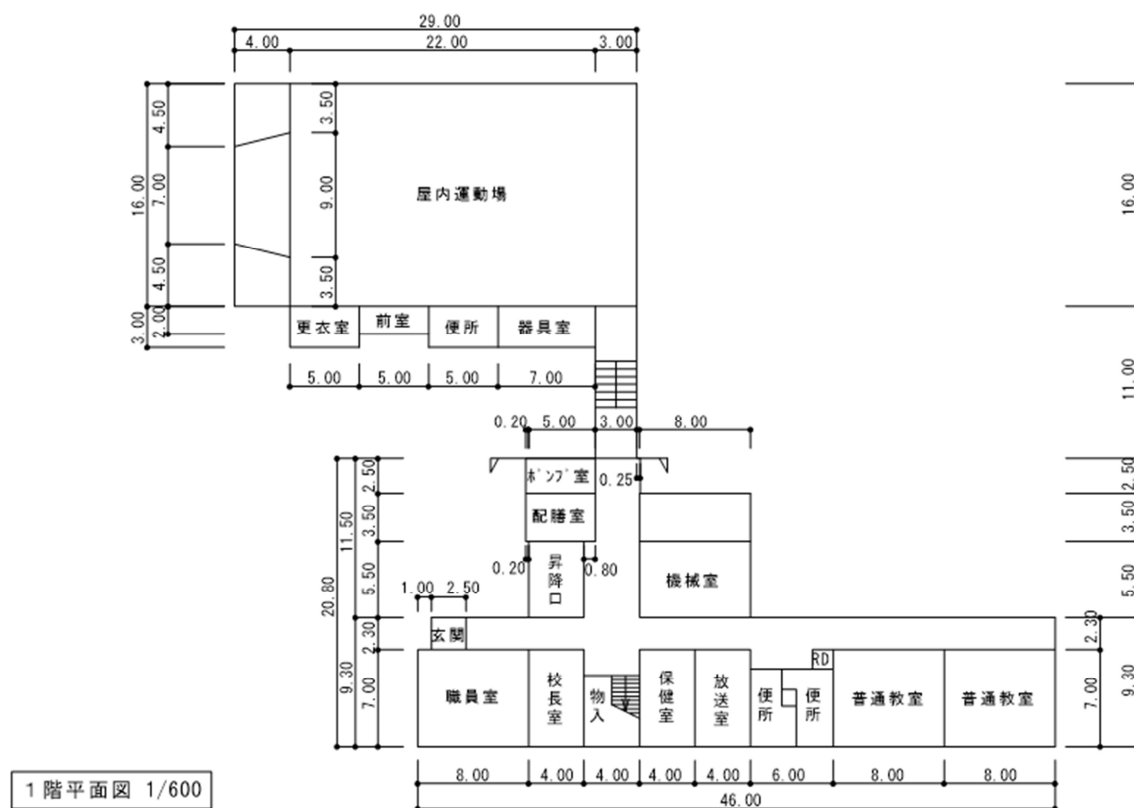


● 支笏湖小学校（支笏湖温泉地区）

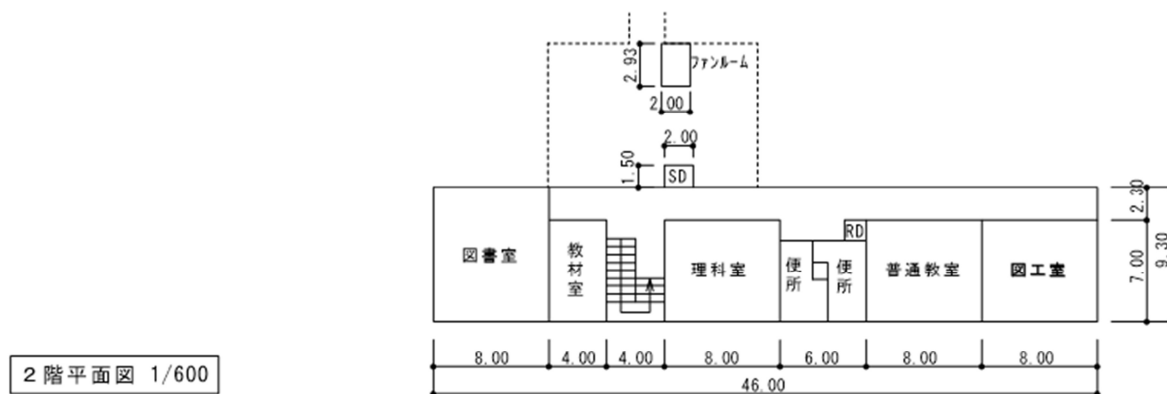
所在地	千歳市支笏湖温泉2番地
連絡先	0123-25-2729
建築年（構造）	昭和57年完成、築32年 RC
延床面積	1,563㎡
防災施設の指定	地震災害時の指定避難所
近隣の交通機関	北海道中央バス「支笏湖」300m

設置スペース		概要
管理運営	受付所：事務所	職員室
	広報場所	職員室前
	会議スペース	図書室
救援活動	救護所	保健室
	物資保管場所	配膳室
避難生活	女子更衣室（兼授乳室）	更衣室
	休憩所	理科室
	勉強場所	図工室
屋外	喫煙場所	駐車場
	ゴミ集積場	物置

支笏湖小学校 1 階平面図



支笏湖小学校 2 階平面図

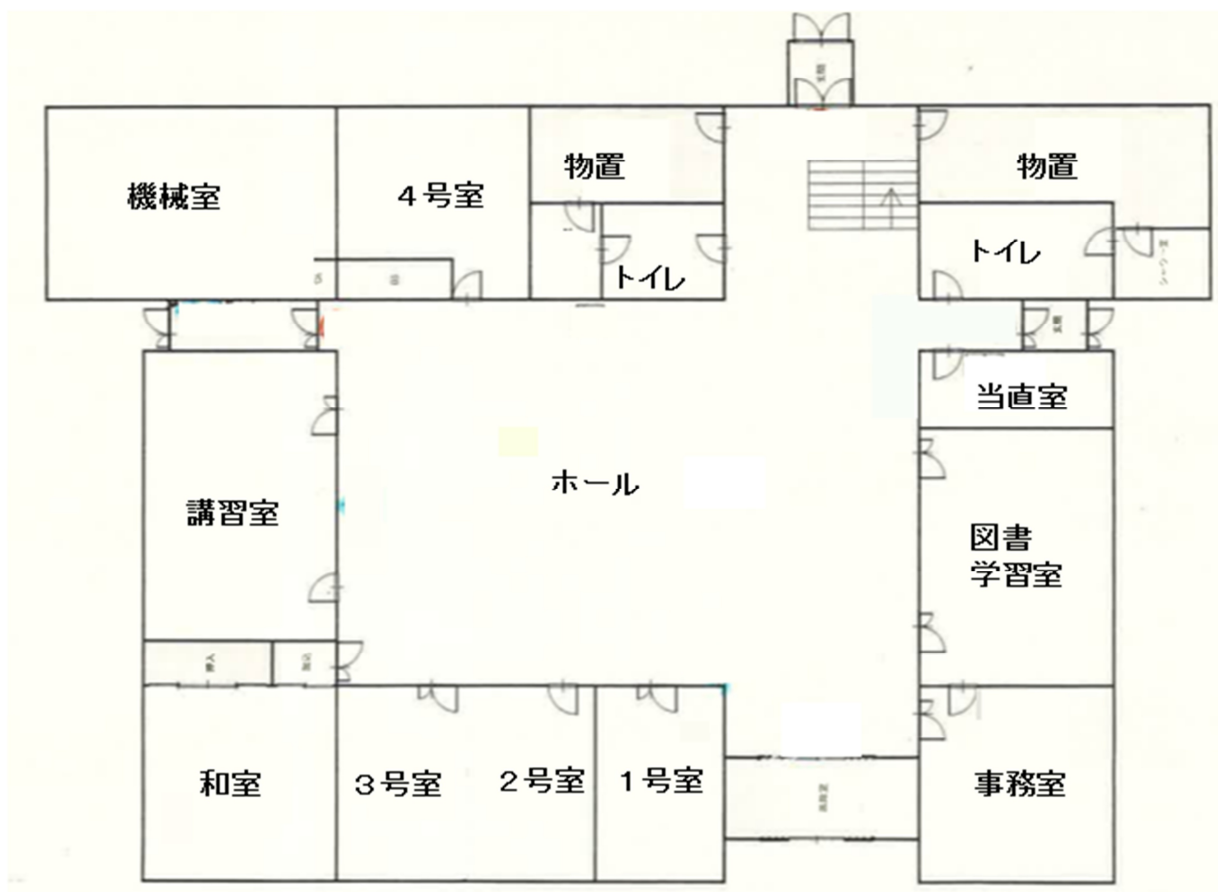


● 千歳公民館（市街地区）

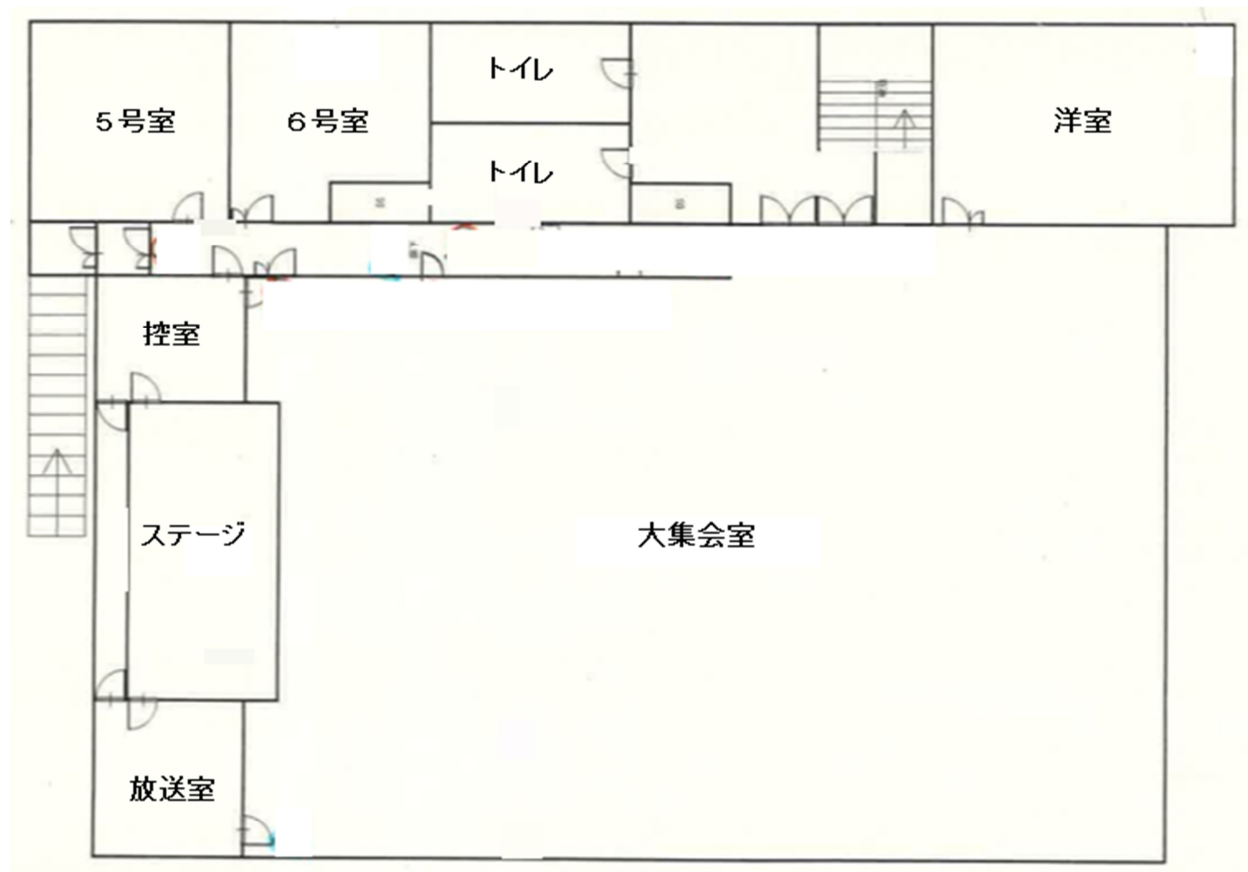
所在地	千歳市真町176-3
連絡先	0123-23-2740
建築年（構造）	昭和46年完成 築43年
延床面積	1,574㎡
防災施設の指定	指定なし
近隣の交通機関	・JR「千歳駅」1.7km ・千歳市循環型コミュニティバス「スポーツセンター前」200m ・北海道中央バス「春日町3丁目」400m

設置スペース		概要
管理運営	受付所：事務所	事務室
	広報場所	1号室
	会議スペース	図書学習室
救援活動	救護所	2,3号室
	物資保管場所	物置
避難生活	女子更衣室（兼授乳室）	和室
	休憩所	ホール
	勉強場所	講習室
屋外	喫煙場所	屋外
	ゴミ集積場	機械室

千歳公民館 1 階平面図



千歳公民館 2 階平面図



●福祉一時滞在場所

施 設 の 名 称	千歳市総合福祉センター（建築年:昭和58年）
所 在 地	千歳市東雲町2丁目34
連 絡 先	0123-24-3131
延 床 面 積	5,835.317㎡
収 容 可 能 数	240人（2,3階部分）
防災施設の指定	福祉避難所

● 予備滞在場所（市街地区）

施 設 の 名 称	泉沢向陽台コミュニティセンター（建築年:昭和62年）
所 在 地	千歳市里美2丁目9-2
連 絡 先	0123-28-4266
延 床 面 積	1,318.10㎡
収 容 可 能 数	444人
防災施設の指定	地震災害時の指定避難所
施 設 の 名 称	北新コミュニティセンター（建築年:昭和48年）
所 在 地	千歳市新富2丁目1-21
連 絡 先	0123-24-0331
延 床 面 積	1,212.00㎡
収 容 可 能 数	398人
防災施設の指定	地震災害時の指定避難所
施 設 の 名 称	北桜コミュニティセンター（建築年：平成3年）
所 在 地	千歳市北斗5丁目6-12
連 絡 先	0123-26-4151
延 床 面 積	1,325.36㎡
収 容 可 能 数	467人
防災施設の指定	地震災害時の指定避難所

施 設 の 名 称	花園コミュニティセンター（建築年：平成２４年）
所 在 地	千歳市花園４丁目２－５
連 絡 先	０１２３－２３－７７０８
延 床 面 積	１，４３８．２５㎡
収 容 可 能 数	４８４人
防災施設の指定	地震災害時の指定避難所
施 設 の 名 称	富丘コミュニティセンター（建築年：昭和５２年）
所 在 地	千歳市富丘４丁目１２－１６
連 絡 先	０１２３－２３－５０２８
延 床 面 積	１，１０９．２１㎡
収 容 可 能 数	２４９人
防災施設の指定	地震災害時の指定避難所
施 設 の 名 称	北信濃コミュニティセンター（建築年：昭和５１年）
所 在 地	千歳市北信濃８６４－５
連 絡 先	０１２３－２４－９９２２
延 床 面 積	８２４．５０㎡
収 容 可 能 数	３３４人
防災施設の指定	地震災害時の指定避難所
施 設 の 名 称	鉄東コミュニティセンター（建築年：昭和５５年）
所 在 地	千歳市青葉５丁目８－２
連 絡 先	０１２３－２４－６１５１
延 床 面 積	１，２５６．２９㎡
収 容 可 能 数	４４３人
防災施設の指定	地震災害、水害等時の指定避難所

避難者受付票

● 一時滞在場所 ()

番号	世帯代表者名	男・女			年齢		職種・有資格等		
		入所日時		退所日時			特記事項		
	住 所							Tel (携帯)	
	氏 名	男・女			年齢		職種・有資格等		
	続柄		入所日時		退所日時			特記事項	
	氏 名	男・女			年齢		職種・有資格等		
	続柄		入所日時		退所日時			特記事項	
	氏 名	男・女			年齢		職種・有資格等		
	続柄		入所日時		退所日時			特記事項	
	氏 名	男・女			年齢		職種・有資格等		
	続柄		入所日時		退所日時			特記事項	
	氏 名	男・女			年齢		職種・有資格等		
	続柄		入所日時		退所日時			特記事項	
	氏 名	男・女			年齢		職種・有資格等		
	続柄		入所日時		退所日時			特記事項	
備 考							情報の公開	公開・非公開	

※留意事項

- ア 職種・有資格等については、医師、看護師、保健師、保育士、栄養士、教師などの職種や資格について記載のこと。
- イ 電話番号は、携帯電話等の連絡が可能なものを記載すること。
- ウ 特記事項には、持病、服用している薬などの健康状態に関することを記載すること。
- エ 様式はA4横

避 難 者 名 簿

番 号	世 帯 代 表 者											世帯 3				
	氏 名	性別	年齢	住所	入所 日時	退所 日時	連絡先 (携帯)	職種・ 有資格等	特記 事項	情報の 公開		氏 名	性別	年齢	続柄	入所 日時

※留意事項

- ア 避難者受付票の記載内容を正確に転記（入力）すること。
- イ 様式はエクセルファイルファイルとし、家族ごとに 1 行に入力すること。